

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、今後の経営にコーポレート・ガバナンスが、重要な課題であると考えております。この観点から、企業活動のタイムリーで質の高い情報開示体制を確立し、経営の透明性の確保に努めてまいります。また、効率的な経営を実現するために迅速かつ的確な意思決定をおこなう必要があるとともにそのチェック機能や、責任体制を明確にすることが重要であると認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株主保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人ライフスポーツ財団	3,000,000	16.39
清久商事株式会社	2,964,000	16.19
清水 三夫	2,372,000	13.00
ライフフーズ従業員持株会	1,853,000	10.12
資産管理サービス信託銀行 (信託E口)	1,000,000	5.46
ケイ低温フーズ株式会社	300,000	1.64
株式会社昭和	300,000	1.64
株式会社神明ホールディング	200,000	1.09
清水 京子	200,000	1.09
清水 周一	200,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況  
会計監査は有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査が実施されております。監査役と有限責任監査法人トーマツとの連携につきましては、定期的に情報交換を行って、有機的に連携しております。

監査役と内部監査部門の連携状況  
監査室は、内部監査担当者によって業務が会社の定めた諸規定に従っているか、また業務が効率的に行なわれているかといった観点から全部門の監査を実施しております。監査役と内部監査部門の連携につきましては、定期的に情報交換を行って、有機的に連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
柴田 昇	税理士												○
長澤 哲也	弁護士												○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 昇	○	—	柴田 昇 — 税理士であり、専門的知識・経験が豊富で当社取締役の職務執行の妥当性を

		監査する観点から適当な人物であると判断し、選任いたしました。
長澤 哲也	○	長澤 哲也 - 弁護士であり、法務の面での知識・経験が豊富で当社取締役の職務執行の妥当性を監査する観点から適当な人物であると判断し、選任いたしました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の職務の内容を考慮した結果、インセンティブ等の付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役 3名 37,858千円

監査役 3名 15,414千円 (うち社外監査役2名 3,570千円)

計6名 53,272千円

(注)上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額等として取締役3名に対し3,905千円、監査役1名に対し1,170千円(社外監査役2名に対しては計上しておりません。)の合計5,075千円を費用処理しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、貢献度並びに世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は取締役会に出席し、取締役の意思決定・業務執行に対して、コンプライアンスの観点・専門的見地に基づく助言並びに監督を行う体制をとっております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、経営方針その他重要な事項に関する意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。社外取締役は選任しておりません。また、取締役及び常勤監査役による経営会議を通じて、社内外でのリスク等を把握し、対処するためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。当社は監査役制度を採用しており、取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。そして必要に応じて会計監査人及び内部監査室と情報を交換し、より実効性の高い監査を実施しております。また、当社では、内部統制システム基本方針を定めるとともに、平成18年7月31日にコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の確立、浸透、定着を図っております。なお責任限定契約の内容に関しましては当社と各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、提出日現在監査役は3名、内2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席するだけでなく、重要な会議に参加し、取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。また、四半期レビューや期末監査での立会いや意見収集等、監査法人との連携をとっております。なお、2015年5月1日施行の会社法の改正に伴い、大会社かつ公開会社に対しては社外取締役の選任が義務付けられました。また、東京証券取引所から有価証券上場等の一部改正が2015年6月1日から施行されました。今回の改正において東京証券取引所は、上場会社がコーポレートガバナンス・コード(以下「コード」という。)の状況を報告するにあたり、コードについて“Comply or Explain”(原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか)を求めており、その原則の中で、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上選任すべきである。」とありますが、当社は、東京証券取引所JASDAQ市場であることでこれらの法改正による直接の影響を受けるものではありません。しかしながら、その趣旨に鑑み、企業統治の体制について検討する所存です。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社の第30期定期株主総会(平成28年5月26日開催)に於きましては、招集通知の発送日(5月6日発送)から総会開催日まで中19日を確保し、法定より5日早い招集通知の発送を行っております。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	<a href="http://ir.meshiya.co.jp/index.html">http://ir.meshiya.co.jp/index.html</a> に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部広報室においてIRを実施いたしております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、「内部統制基本方針」に基づき、各種社内規程の整備を図り、監査役と連携しつつ内部監査等の充実に努めています。会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題についても随時確認を行い、適正な会計処理に努めています。

#### ■ 内部統制システムの基本方針

株式会社ライフーズ（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を次のとおり整備する。

#### 1. 取締役・使用者の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

○ コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。

○ 内部監査室は、定期的に行なう各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。

○ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

○ 自然灾害・盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。

○ 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるこことを確保するための体制

職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。

#### 5. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

その使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

○ 監査役が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任または兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用者の独立性に配慮しております。

○ 監査役の職務を補助すべき使用者は、他部署の使用者を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければなりません。

○ 内部規定において、監査役の職務を補助すべき使用者に関して、監査役の指揮命令に従う旨を定め、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となります。

#### 6. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用者は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査役に報告いたします。

#### 7. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

○ 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底しています。

○ 内部通報制度により、監査役に対して直接通報を行うことができるなどを定めており、当該通報したこと自体による解雇その他の不利益取り扱いの禁止を明記しております。

#### 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

○ 監査役がその職務の執行について、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

○ 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とする求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

○ 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

○ 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。

○ 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のための体制を整備し、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある団体・個人による不当な要求等に対しては組織的に毅然とした態度をもって対応し、断固として排除する方針であります。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

